

国の基本指針の変更点等一覧

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る国の基本指針		前回の国の基本指針の数値／備考
①施設入所者の地域生活への移行	・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上とする。	継続
	・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減する。	1.6%以上
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上	316日以上
	・精神病床における1年以上入院患者数	継続
	・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上	3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上
③地域生活支援の充実	・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。	継続
	・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	新規
④福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上とする。（就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上）	1.27倍以上とする。（就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上）
	・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とする。	新規
	・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上とする。	継続
	・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とする。	新規
⑤障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。	継続
	・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築する。	新規
	・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所各市町村又は圏域に1か所以上確保する。	継続
	・医療的ケア児等のための関係機関の協議の場を各市町村又は圏域に設置する。	継続
	・医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村又は各圏域に配置する。	継続
⑥相談支援体制の充実・強化等	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置する。	継続
	・基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	新規
	・協議会における個別事例の検討を通じ、地域サービス基盤の開発・改善等を行う。	新規
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。	継続